

## 鳥取県子宮がん検診細胞診委員会運営要領

### 1 趣旨

この要領は、鳥取県子宮がん検診実施に係る手引き（以下「手引き」という。）の規定に基づき、鳥取県子宮がん検診細胞診委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置

鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）は、鳥取県子宮がん検診細胞診委員会（以下「細胞診委員会」という。）を設置する。

### 3 委員

- (1) 細胞診委員会は細胞専門医の資格を有する判定医部会と細胞検査士の資格を有する検査技師部会で構成する。なお委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 細胞診委員会の委員は健対協が委嘱する。
- (3) 細胞診委員会には委員長を1名おく。
- (4) 委員長は細胞診委員会の事務を総括し、委員会を代表する。  
また、必要に応じて会議を招集する。
- (5) 委員長に事故ある時は、委員の互選により、委員長代理を指名することができる。

### 4 所掌業務

- (1) 細胞診検査は検診実施機関から提出された検体を検査技師部会委員である細胞検査士がスクリーニングし判定する。なお、スクリーニングは2名以上の委員により行う。
- (2) 検査技師部会委員である細胞検査士が、頸部細胞についてはASC-US以上、体部細胞については疑陽性および陽性と判定した場合は、必ず判定医部会委員である細胞専門医が再判定し、最終判断を行う。
- (3) 細胞診委員会は、手引き「10 精密検査の結果報告」により公益財団法人鳥取県保健事業団及び市町村から返送、報告された精密検査結果を検証し、細胞診検査の精度向上を図るものとする。

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。